

○仙台市メディアテーク条例

平成一二年三月一七日

仙台市条例第二三号

(設置)

第一条 様々な記録媒体（以下「メディア」という。）による情報を収集し、保管し、及び提供して、市民の自主的な情報の検索、閲覧、記録、発信等の活動を支援するとともに、美術・映像文化の創造又は普及の場を提供し、もって市民の生涯学習の振興に資するため、メディアテークを設置する。

(名称及び位置)

第二条 メディアテークの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
せんだいメディアテーク	仙台市青葉区春日町二番一号

(事業)

第三条 メディアテークは、次に掲げる事業を行う。

- 一 メディアを活用した生涯学習及び文化活動に係る情報・資料の収集、調査研究及び普及啓発に関すること
- 二 美術・映像に係る情報・資料の収集及び提供に関すること
- 三 美術・映像に係る展覧会、講習会その他の催しに関すること
- 四 美術・映像に係る作品の展示又は上映のために施設を提供すること
- 五 視聴覚障害者の情報活動支援に関すること
- 六 その他第一条の目的を達成するために必要と認められる事業

(使用の許可)

第四条 別表に掲げるメディアテークの施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
- 二 メディアテークの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき

(使用料)

第五条 メディアテークの使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 使用料は、前条第一項の許可の際、納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を別に定める納期限までに納入させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、駐車場の使用料は、出庫の際、納入しなければならない。

(平一五、七・改正)

(使用料の額の特例)

第五条の二 市長は、前条第二項ただし書の規定により使用料を別に定める納期限までに納入させる場合において、当該納期限の日以前に、第四条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）につき次の各号のいずれかに該当すると認めるとき（使用料が既納の場合を除く。）は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する使用料の額の範囲内で使用料の額を定めることができる。

一 天災その他自己の責めによらない事由によりメディアテークの施設を使用できないとき

二 市長が別に定める期間内にメディアテークの施設の使用の取りやめを申し出たとき

(平一五、七・追加)

(使用料の返還)

第六条 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者につき前条各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(平一五、七・改正)

(使用料の減免)

第七条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(目的外使用の禁止)

第八条 使用者は、許可を受けた目的以外にメディアテークを使用してはならない。

(平一五、七・改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第九条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消し、又はメディアテークの使用を制限し、若しくは停止することができる。

一 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき

二 第四条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき

(指定管理者)

第十一条 教育委員会は、メディアテークの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にメディアテークの管理を行わせることができる。

(平一六、三・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十二条 前条の規定により指定管理者にメディアテークの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第四条第一項の許可に関する業務
- 二 第三条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- 三 メディアテークの維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第四条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一六、三・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第十三条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にメディアテークの管理を行わなければならない。

(平一六、三・追加)

(委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

(平一六、三・旧第十二条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成一二年九月規則第一〇二号で、附則第二項の規定は平成一二年一〇月一日から施行)

(平成一二年一二月規則第一二六号で、平成一三年一月二六日から施行)

(仙台市視聴覚教材センター条例の廃止)

2 仙台市視聴覚教材センター条例(昭和四十七年仙台市条例第二十六号)は、廃止する。

附 則(平一五、七・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平一六、三・改正）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平二八、三・改正）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた使用の許可その他これに類する行為（次項において「使用の許可等」という。）に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後になされた使用の許可等について、施行日前に使用の予約その他の使用の許可等に準ずるものとして市長又は教育委員会が認める行為があった場合においては、当該行為を使用の許可等とみなして同項の規定を適用することができる。

附 則（平三一、三・改正）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（使用料及び利用料金に関する経過措置の原則）

2 附則第四項及び第五項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた使用の許可その他これに類する行為（次項において「使用の許可等」という。）に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日以後になされた使用の許可等について、施行日前に使用の予約その他の使用の許可等に準ずるものとして市長又は教育委員会が認める行為があった場合においては、当該行為を使用の許可等とみなして前項の規定を適用することができる。

別表（第四条、第五条関係）

（平一六、三・平二八、三・平三一、三・改正）

一 各室の使用料

イ ギャラリー

使用区分	金額（一日につき）
五階ギャラリーa	二八、五〇〇円
五階ギャラリーb	二八、五〇〇円
五階ギャラリーc	二八、五〇〇円

五階ギャラリーa、五階ギャラリーb及び五階ギャラリーcの隣接する二室を同時に使用する場合	五二、九〇〇円
五階ギャラリーa、五階ギャラリーb及び五階ギャラリーcを同時に使用する場合	七三、三〇〇円
六階ギャラリーa	三九、七〇〇円
六階ギャラリーb	三九、七〇〇円
六階ギャラリーa及び六階ギャラリーbを同時に使用する場合	七三、三〇〇円

備考

- 一 一、〇〇〇円を超える入場料を徴収する場合（第四号に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の二倍とする。
- 二 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場者が主催者に支払う料金をいい、入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額をもって入場料の額とする。
- 三 五階ギャラリーa、五階ギャラリーb又は五階ギャラリーcのいずれか一室を二分して使用する場合の使用料は、この表に定める額の二分の一とする。
- 四 物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利の目的に使用する場合の使用料は、この表に定める額の三倍とする。
- 五 附帯設備の使用料は、教育委員会が定める。
- 六 準備に使用する場合の使用料は、この表に定める額（第一号又は第四号に規定する場合にあっては、当該各号の規定により定める額）の二分の一とする。

ロ プラザ

使用区分		金額（一日につき）
プラザ	入場料を徴収しない場合	六一、一〇〇円
	入場料を徴収する場合	一二二、二〇〇円

備考

- 一 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場者が主催者に支払う料金をいう。
- 二 物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利の目的に使用する場合の使用料は、この表に定める額の三倍とする。
- 三 附帯設備の使用料は、教育委員会が定める。
- 四 準備に使用する場合の使用料は、この表に定める額（第二号に規定する場合にあっては、当該各号の規定により定める額）の二分の一とする。

ては、同号の規定により定める額)の二分の一とする。

ハ スタジオシアター及びその他の施設

使用区分		使用時間	午前（午前九時～ 正午）	午後（午後一時～ 午後五時）	夜間（午後六時～ 午後九時三十分）
		スタジオシアター	入場料を徴収しない 場合	五、五〇〇円	七、三〇〇円
	二、〇〇〇円以下の 入場料を徴収する場 合	一一、〇〇〇円	一四、六〇〇円	一八、三〇〇円	
	二、〇〇〇円を超え る入場料を徴収する 場合	一六、五〇〇円	二二、〇〇〇円	二七、五〇〇円	
プラザ控室a		二二〇円	三〇〇円	三〇〇円	
プラザ控室b		三〇〇円	四〇〇円	四〇〇円	
二階会議室		一、五〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円	
七階会議室a		一、五〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円	
七階会議室b		一、五〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円	
託児室		六一〇円	八一〇円	一、〇〇〇円	

備考

- 一 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場者が主催者に支払う料金をいい、入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額をもってこの表の入場料の額とする。
- 二 次のイからハまでに掲げる使用時間に係る使用料は、それぞれイからハまでに掲げる額とする。
 - イ 午前九時から午後五時まで 午前の欄及び午後の欄に掲げる額の合計額
 - ロ 午後一時から午後九時三十分まで 午後の欄及び夜間の欄に掲げる額の合計額
 - ハ 午前九時から午後九時三十分まで 午前の欄、午後の欄及び夜間の欄に掲げる額の合計額
- 三 この表に定める使用時間以外の時間に使用する場合（前号の場合を除く。）における使用料は、その使用が午前九時以前又は正午から午後一時までのときは午前の欄に、午後五時から午後六時までのときは午後の欄に、午後九時三十分以降のときは夜間の

欄にそれぞれ掲げる額を時間割りして計算した額（百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げる。）とする。この場合において、その使用に係る時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。

四 スタジオシアターを物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利の目的に使用する場合の使用料は、二、〇〇〇円を超える入場料を徴収する場合の額とする。

五 スタジオシアター以外の施設を物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利の目的に使用する場合（ギャラリー、プラザ又はスタジオシアターの使用を伴わない場合に限る。）の使用料は、この表に定める額の三倍とする。

六 附帯設備の使用料は、教育委員会が定める。

七 スタジオシアターを準備に使用する場合の使用料は、この表に定める額（第四号に規定する場合にあっては、同号の規定により定める額）の二分の一とする。

二 駐車場の使用料

一台につき、駐車時間一時間当たり三百円を超えない範囲内で教育委員会が定める額